

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新	旧
<p>雇児総発 0727 第 3 号 社援基発 0727 第 1 号 障 障 発 0727 第 2 号 老 総 発 0727 第 1 号 平成 23 年 7 月 27 日</p>	<p>雇児総発 0727 第 3 号 社援基発 0727 第 1 号 障 障 発 0727 第 2 号 老 総 発 0727 第 1 号 平成 23 年 7 月 27 日</p>
<p>一 部 改 正 雇児総発 0329 第 2 号 社援基発 0329 第 3 号 障障発第 0329 第 1 号 老 総 発 0329 第 1 号 平成 25 年 3 月 29 日</p>	
<p>都道府県 各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿 中核市</p>	<p>都道府県 各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿 中核市</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長</p>
<p>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長</p>
<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p>
<p>厚生労働省老健局総務課長</p>	<p>厚生労働省老健局総務課長</p>
<p>社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について</p>	<p>社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について</p>
<p>社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0727 第 1 号、社援発 0727 第 1 号、老発 0727 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)により示されているところであるが、「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項 (運用指針)」及び「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い」について、別紙 1 及び別紙 2 のとおり定めたので、貴管内関係機関</p>	<p>社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0727 第 1 号、社援発 0727 第 1 号、老発 0727 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)により示されているところであるが、「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項 (運用指針)」及び「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い」について、別紙 1 及び別紙 2 のとおり定めたので、貴管内関係機関</p>

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新	旧
及び各社会福祉法人に対し周知の上、社会福祉法人会計基準の円滑な実施が図られるようご 配意願いたい。	及び各社会福祉法人に対し周知の上、社会福祉法人会計基準の円滑な実施が図られるようご 配意願いたい。
別紙 1 (略)	別紙 1 (略)
別添 1 (略)	別添 1 (略)
別添 2	別添 2

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」-新旧対照表-

(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新										旧									
減価償却資産の償却率、改訂償却率及び保証率表										減価償却資産の償却率、改訂償却率及び保証率表									
耐用年数	平成24年4月1日以後に取得			平成19年4月1日以後取得			平成13年4月1日から平成23年3月31日までで既に取得			耐用年数	平成19年4月1日以後取得			平成19年3月31日以前取得					
	定率法		償却率	定額法償却率	定率法		償却率	改訂償却率	保証率		耐用年数	旧定額法償却率	旧定率法償却率	定率法		耐用年数	旧定額法償却率	旧定率法償却率	
	償却率	改訂償却率			償却率	改訂償却率								償却率	改訂償却率				保証率
2	1.000	—	—	0.500	1.000	—	—	—	2	0.500	0.684	—	—	2	0.500	0.684			
3	0.333	1.000	0.11089	0.334	0.833	1.000	0.02789	—	3	0.333	0.536	—	—	3	0.333	0.536			
4	0.500	1.000	0.12499	0.250	0.625	1.000	0.05274	—	4	0.250	0.438	—	—	4	0.250	0.438			
5	0.400	0.500	0.10800	0.200	0.500	1.000	0.06249	—	5	0.200	0.369	—	—	5	0.200	0.369			
6	0.333	0.334	0.08911	0.167	0.417	0.500	0.05776	—	6	0.166	0.319	—	—	6	0.166	0.319			
7	0.286	0.334	0.08680	0.143	0.357	0.500	0.05496	—	7	0.142	0.280	—	—	7	0.142	0.280			
8	0.250	0.334	0.07809	0.125	0.313	0.334	0.05111	—	8	0.125	0.250	—	—	8	0.125	0.250			
9	0.222	0.250	0.07126	0.112	0.278	0.334	0.04731	—	9	0.111	0.226	—	—	9	0.111	0.226			
10	0.200	0.250	0.06552	0.100	0.250	0.334	0.04448	—	10	0.100	0.206	—	—	10	0.100	0.206			
11	0.182	0.200	0.05992	0.091	0.227	0.250	0.04123	—	11	0.090	0.189	—	—	11	0.090	0.189			
12	0.167	0.200	0.05568	0.084	0.208	0.250	0.03870	—	12	0.083	0.175	—	—	12	0.083	0.175			
13	0.154	0.167	0.05180	0.077	0.192	0.200	0.03633	—	13	0.076	0.162	—	—	13	0.076	0.162			
14	0.143	0.167	0.04854	0.072	0.179	0.200	0.03389	—	14	0.071	0.152	—	—	14	0.071	0.152			
15	0.133	0.143	0.04585	0.067	0.167	0.200	0.03217	—	15	0.066	0.142	—	—	15	0.066	0.142			
16	0.125	0.143	0.04294	0.063	0.156	0.167	0.03083	—	16	0.062	0.134	—	—	16	0.062	0.134			
17	0.118	0.125	0.04038	0.059	0.147	0.167	0.02905	—	17	0.058	0.127	—	—	17	0.058	0.127			
18	0.111	0.112	0.03884	0.056	0.139	0.143	0.02757	—	18	0.055	0.120	—	—	18	0.055	0.120			
19	0.105	0.112	0.03693	0.053	0.132	0.143	0.02616	—	19	0.052	0.114	—	—	19	0.052	0.114			
20	0.100	0.112	0.03488	0.050	0.125	0.143	0.02517	—	20	0.050	0.109	—	—	20	0.050	0.109			
21	0.095	0.100	0.03335	0.048	0.119	0.125	0.02408	—	21	0.048	0.104	—	—	21	0.048	0.104			
22	0.091	0.100	0.03182	0.046	0.114	0.125	0.02296	—	22	0.046	0.099	—	—	22	0.046	0.099			
23	0.087	0.091	0.03052	0.044	0.109	0.112	0.02226	—	23	0.044	0.095	—	—	23	0.044	0.095			
24	0.083	0.084	0.02889	0.042	0.104	0.112	0.02157	—	24	0.042	0.092	—	—	24	0.042	0.092			
25	0.080	0.084	0.02841	0.040	0.100	0.112	0.02058	—	25	0.040	0.088	—	—	25	0.040	0.088			
26	0.077	0.084	0.02718	0.039	0.096	0.100	0.01989	—	26	0.039	0.085	—	—	26	0.039	0.085			
27	0.074	0.077	0.02624	0.038	0.093	0.100	0.01902	—	27	0.037	0.082	—	—	27	0.037	0.082			
28	0.071	0.072	0.02568	0.036	0.089	0.091	0.01866	—	28	0.036	0.079	—	—	28	0.036	0.079			
29	0.069	0.072	0.02493	0.035	0.086	0.091	0.01803	—	29	0.035	0.076	—	—	29	0.035	0.076			
30	0.067	0.072	0.02389	0.034	0.083	0.084	0.01766	—	30	0.034	0.074	—	—	30	0.034	0.074			
31	0.065	0.067	0.02289	0.033	0.081	0.084	0.01688	—	31	0.033	0.072	—	—	31	0.033	0.072			
32	0.063	0.067	0.02216	0.032	0.078	0.084	0.01655	—	32	0.032	0.069	—	—	32	0.032	0.069			
33	0.061	0.063	0.02161	0.031	0.076	0.077	0.01585	—	33	0.031	0.067	—	—	33	0.031	0.067			
34	0.059	0.063	0.02097	0.030	0.074	0.077	0.01532	—	34	0.030	0.066	—	—	34	0.030	0.066			
35	0.057	0.059	0.02051	0.029	0.071	0.072	0.01532	—	35	0.029	0.064	—	—	35	0.029	0.064			
36	0.056	0.059	0.01974	0.028	0.069	0.072	0.01494	—	36	0.028	0.062	—	—	36	0.028	0.062			
37	0.054	0.056	0.01950	0.028	0.068	0.072	0.01425	—	37	0.027	0.060	—	—	37	0.027	0.060			
38	0.053	0.056	0.01882	0.027	0.066	0.067	0.01393	—	38	0.027	0.059	—	—	38	0.027	0.059			
39	0.051	0.053	0.01860	0.026	0.064	0.067	0.01370	—	39	0.026	0.057	—	—	39	0.026	0.057			
40	0.050	0.053	0.01791	0.025	0.063	0.067	0.01317	—	40	0.025	0.056	—	—	40	0.025	0.056			
41	0.049	0.050	0.01741	0.025	0.061	0.063	0.01306	—	41	0.025	0.055	—	—	41	0.025	0.055			
42	0.048	0.050	0.01694	0.024	0.060	0.063	0.01261	—	42	0.024	0.053	—	—	42	0.024	0.053			
43	0.047	0.048	0.01664	0.024	0.058	0.058	0.01248	—	43	0.024	0.052	—	—	43	0.024	0.052			
44	0.045	0.046	0.01664	0.023	0.057	0.059	0.01210	—	44	0.023	0.051	—	—	44	0.023	0.051			
45	0.044	0.046	0.01634	0.023	0.056	0.059	0.01175	—	45	0.023	0.050	—	—	45	0.023	0.050			
46	0.043	0.044	0.01601	0.022	0.054	0.056	0.01175	—	46	0.022	0.049	—	—	46	0.022	0.049			
47	0.043	0.044	0.01532	0.022	0.053	0.056	0.01153	—	47	0.022	0.048	—	—	47	0.022	0.048			
48	0.042	0.044	0.01499	0.021	0.052	0.053	0.01126	—	48	0.021	0.047	—	—	48	0.021	0.047			
49	0.041	0.042	0.01475	0.021	0.051	0.053	0.01102	—	49	0.021	0.046	—	—	49	0.021	0.046			
50	0.040	0.042	0.01440	0.020	0.050	0.053	0.01072	—	50	0.020	0.045	—	—	50	0.020	0.045			

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新	旧																																								
<p>(注 1) 耐用年数 50 年以降の係数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号) 別紙第七、第八、第九及び第十を用いること</p> <p>(注 2) 本表における用語の定義は次の通りであること。</p> <p>「保証率」= 「損客保証率」の計算において減価償却資産の取得原価に乗ずる率をいう。</p> <p>「改訂償却率」= 各事業年度の「調整前償却額」が「償却保証額」に満たない場合に、その最初に満たないこととなる事業年度以降の償却費がその後毎年同一となるように適用される償却率</p> <p>「調整前償却額」= 減価償却資産の期首帳簿価額(取得価額から既にした償却費の累計額を控除した後の金額。以下同じ)に「定率法の償却率」を乗じて計算した金額(=各事業年度の償却額)をいう。</p> <p>「償却保証額」= 減価償却資産の取得価額×「保証率」</p> <p>「改訂取得価額」= 各事業年度の「調整前償却額」が「償却保証額」に満たない場合に、その最初に満たないこととなる事業年度の期首帳簿価額をいう。</p> <p>(調整前償却額) ≥ (償却保証額) の場合： $(\text{定率法減価償却費}) = (\text{期首帳簿価額}) \times (\text{定率法の償却率})$</p> <p>(調整前償却額) < (償却保証額) の場合： $(\text{定率法減価償却費}) = (\text{改訂取得価額}) \times (\text{改訂償却率})$</p>	<p>(注 1) 耐用年数 50 年以降の係数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号) 別紙第九及び第十を用いること</p> <p>(注 2) 本表における用語の定義は次の通りであること。</p> <p>「保証率」= 「損客保証率」の計算において減価償却資産の取得原価に乗ずる率をいう。</p> <p>「改訂償却率」= 各事業年度の「調整前償却額」が「償却保証額」に満たない場合に、その最初に満たないこととなる事業年度以降の償却費がその後毎年同一となるように適用される償却率</p> <p>「調整前償却額」= 減価償却資産の期首帳簿価額(取得価額から既にした償却費の累計額を控除した後の金額。以下同じ)に「定率法の償却率」を乗じて計算した金額(=各事業年度の償却額)をいう。</p> <p>「償却保証額」= 減価償却資産の取得価額×「保証率」</p> <p>「改訂取得価額」= 各事業年度の「調整前償却額」が「償却保証額」に満たない場合に、その最初に満たないこととなる事業年度の期首帳簿価額をいう。</p> <p>(調整前償却額) ≥ (償却保証額) の場合： $(\text{定率法減価償却費}) = (\text{期首帳簿価額}) \times (\text{定率法の償却率})$</p> <p>(調整前償却額) < (償却保証額) の場合： $(\text{定率法減価償却費}) = (\text{改訂取得価額}) \times (\text{改訂償却率})$</p>																																								
<p>別添 3</p> <p style="text-align: center;">1. 資金収支計算書勘定科目の説明</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: left;">①収入の部</th> </tr> <tr> <th colspan="4" style="text-align: left;"><事業活動による収入></th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">大区分</th> <th style="width: 15%;">中区分</th> <th style="width: 15%;">小区分</th> <th style="width: 55%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>障害福祉サービス等事業収入</td> <td>自立支援給付費収入</td> <td>介護給付費収入</td> <td>介護給付費の代理受領分をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	①収入の部				<事業活動による収入>				大区分	中区分	小区分	説明	(略)	(略)	(略)	(略)	障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入	介護給付費収入	介護給付費の代理受領分をいう。	<p>別添 3</p> <p style="text-align: center;">1. 資金収支計算書勘定科目の説明</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: left;">①収入の部</th> </tr> <tr> <th colspan="4" style="text-align: left;"><事業活動による収入></th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">大区分</th> <th style="width: 15%;">中区分</th> <th style="width: 15%;">小区分</th> <th style="width: 55%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>障害福祉サービス等事業収入</td> <td>自立支援給付費収入</td> <td>介護給付費収入</td> <td>介護給付費の代理受領分をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	①収入の部				<事業活動による収入>				大区分	中区分	小区分	説明	(略)	(略)	(略)	(略)	障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入	介護給付費収入	介護給付費の代理受領分をいう。
①収入の部																																									
<事業活動による収入>																																									
大区分	中区分	小区分	説明																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																						
障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入	介護給付費収入	介護給付費の代理受領分をいう。																																						
①収入の部																																									
<事業活動による収入>																																									
大区分	中区分	小区分	説明																																						
(略)	(略)	(略)	(略)																																						
障害福祉サービス等事業収入	自立支援給付費収入	介護給付費収入	介護給付費の代理受領分をいう。																																						

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新				旧			
		特例介護 給付費収 入	特例介護給付費の受領分をいう。			特例介護 給付費収 入	特例介護給付費の受領分をいう。
		訓練等給 付費収入	訓練等給付費の代理受領分をいう。			訓練等給 付費収入	訓練等給付費の代理受領分をいう。
		特例訓練 等給付費 収入	特例訓練費等給付費の受領分をいう。			特例訓練 等給付費 収入	特例訓練費等給付費の受領分をいう。
		地域相談 支援給付 費収入	<u>地域相談支援給付費の代理受領分をいう。</u>			サービス 利用計画 作成費収 入	<u>サービス利用計画作成費の代理受領分をいう。</u>
		特例地域 相談支援 給付費収 入	特例地域相談支援給付費の受領分をいう。				
		計画相談 支援給付 費収入	計画相談支援給付費の代理受領分をいう。				
		特例計画 相談支援 給付費収 入	特例計画相談支援給付費の受領分をいう。				
	障害児施 設給付費 収入	障害児通 所給付費 収入	障害児通所給付費の代理受領分をいう。		障害児施 設給付費 収入		<u>障害児施設給付費の代理受領分をいう。</u>

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新				旧			
		特例障害児通所給付費収入	特例障害児通所給付費の代理受領分をいう。				
		障害児入所給付費収入	障害児入所給付費の代理受領分をいう。				
		障害児相談支援給付費収入	障害児相談支援給付費の代理受領分をいう。				
		特例障害児相談支援給付費収入	特例障害児相談支援給付費の受領分をいう。				
	利用者負担金収入		利用者本人（障害児においては、その保護者）の負担による収入をいう。		利用者負担金収入		利用者本人（障害児においては、その保護者）の負担による収入をいう。
以下、省略。				以下、省略。			
②支出の部 (略)				②支出の部 (略)			
2. 事業活動計算書勘定科目の説明				2. 事業活動計算書勘定科目の説明			
①収益の部				①収益の部			
<サービス活動増減による収益>				<サービス活動増減による収益>			
大区分	中区分	小区分	説明	大区分	中区分	小区分	説明
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
障害福祉サービス等事業収益	自立支援給付費収益	介護給付費収益	介護給付費の代理受領分をいう。	障害福祉サービス等事業収益	自立支援給付費収益	介護給付費収益	介護給付費の代理受領分をいう。

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新				旧			
		特例介護 給付費収 益	特例介護給付費の受領分をいう。			特例介護 給付費収 益	特例介護給付費の受領分をいう。
		訓練等給 付費収益	訓練等給付費の代理受領分をいう。			訓練等給 付費収益	訓練等給付費の代理受領分をいう。
		特例訓練 等給付費 収益	特例訓練費等給付費の受領分をいう。			特例訓練 等給付費 収益	特例訓練費等給付費の受領分をいう。
		地域相談 支援給付 費収益	地域相談支援給付費の代理受領分をいう。			サービス 利用計画 作成費収 益	サービス利用計画作成費の代理受領分をいう。
		特例地域 相談支援 給付費収 益	特例地域相談支援給付費の受領分をいう。				
		計画相談 支援給付 費収益	計画相談支援給付費の代理受領分をいう。				
		特例計画 相談支援 給付費収 益	特例計画相談支援給付費の受領分をいう。				
	障害児施 設給付費 収益	障害児通 所給付費 収益	障害児通所給付費の代理受領分をいう。		障害児施 設給付費 収益		障害児施設給付費の代理受領分をいう。

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新				旧			
		特例障害 児通所給 付費収益	特例障害児通所給付費の代理受領分をいう。				
		障害児入 所給付費 収益	障害児入所給付費の代理受領分をいう。				
		障害児相 談支援給 付費収益	障害児相談支援給付費の代理受領分をいう。				
		特例障害 児相談支 援給付費 収益	特例障害児相談支援給付費の受領分をいう。				
	利用者負 担金収益		利用者本人（障害児においては、その保護者）の負担 による収益をいう。		利用者負 担金収益		利用者本人（障害児においては、その保護者）の負担 による収益をいう。
以下、省略。				以下、省略。			
②費用の部（略）				②費用の部（略）			
3. 貸借対照表勘定科目の説明（略）				3. 貸借対照表勘定科目の説明（略）			
4. 就労支援事業 製造原価明細書勘定科目説明（略）				4. 就労支援事業 製造原価明細書勘定科目説明（略）			
5. 就労支援事業販管費明細書勘定科目説明（略）				5. 就労支援事業販管費明細書勘定科目説明（略）			
6. 就労支援事業明細書勘定科目説明				6. 就労支援事業明細書勘定科目説明			
7. 授産事業費用明細書勘定科目説明				7. 授産事業費用明細書勘定科目説明			

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新	旧
別紙①～⑱ (略)	別紙①～⑱ (略)
別紙 2 (略)	別紙 2 (略)
別紙②～⑮ (略)	別紙②～⑮ (略)

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」—新旧対照表—

(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・福祉局福祉基盤課長、社会・福祉局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新 資金収支計算書						別紙①
【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	
勘定科目【A】		勘定科目【B】				
科目区分		科目区分				
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分		
<経常活動による収支> 【収入】		<事業活動による収支> 【収入】				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	サービス利用計画作成費収入		障害児施設給付費収入	地域相談支援給付費収入 特例地域相談支援給付費収入 計画相談支援給付費収入 特例計画相談支援給付費収入 障害児通所給付費収入 特例障害児通所給付費収入 障害児入所給付費収入 障害児相談支援給付費収入 特例障害児相談支援給付費収入		
以下、省略						
旧 資金収支計算書						別紙①
旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	
勘定科目【A】		勘定科目【B】				
科目区分		科目区分				
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分		
<経常活動による収支> 【収入】		<事業活動による収支> 【収入】				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	サービス利用計画作成費収入		障害児施設給付費収入	サービス利用計画作成費収入		
以下、省略。						

「社会福祉法人会計基準の運営上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局総務課長連名通知)

新						
事業活動計算書						
※旧基準の事業活動収支計算書では、「収入」「支出」を科目名に使用していたが、会計基準では「収益」「費用」に修正。						
【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	
勘定科目【A】		勘定科目【B】				
科目区分		科目区分				
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分		
<事業活動収支の部>		<サービス活動増減の部>				
【収入】		【収益】				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	サービス利用計画作成費収入			地域相談支援給付費収益 特例地域相談支援給付費収益 計画相談支援給付費収益 特例計画相談支援給付費収益		
	障害児施設給付費収入		障害児施設給付費収益	障害児通所給付費収益 特例障害児通所給付費収益 障害児人所給付費収益 障害児相談支援給付費収益 特例障害児相談支援給付費収益		
以下、省略。						
旧						
事業活動計算書						
※旧基準の事業活動収支計算書では、「収入」「支出」を科目名に使用していたが、会計基準では「収益」「費用」に修正。						
【旧基準】		【会計基準】			備考 (A欄の科目に対するB欄の科目等)	
勘定科目【A】		勘定科目【B】				
科目区分		科目区分				
大区分	中区分	大区分	中区分	小区分		
<事業活動収支の部>		<サービス活動増減の部>				
【収入】		【収益】				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	サービス利用計画作成費収入			サービス利用計画作成費収益		
	障害児施設給付費収入		障害児施設給付費収益			
以下、省略。						